

国 営 管 第 4 8 2 号

国 営 保 第 3 0 号

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

各省各庁官房長等あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」の
一部改正について

「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年国土交通省告示第 551 号。以下「保全の基準」という。）」の実施については、「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成 17 年 6 月 1 日国営管第 59 号、国営保第 11 号。以下「実施要領」という。）を策定しているところである。

今般、保全の基準の実施に関して、支障がない状態に保全するための行為について「確認」として整理し、確認項目、確認方法、判定基準、確認周期等について、実施要領の別表として実施要領に追加し、あわせて必要な事項を改正したので通知する。

記

第 3 第 1 項「施設保全責任者」を「保全の体制」に改め、②中「庁舎を管理する者若しくは」を削り、②の次に次の③を加える。

③ 施設保全責任者は、必要に応じ、所属の職員のうちから「保全担当者」を定めるものとする。

第 2 項①中「保全に関する」を削り、「中長期」及び「年度」の下に「保全」を加え、④を⑤に改め、③の次に次の④を加える。

④ 保全担当者は、施設保全責任者を補佐するものとする。

第3項中「点検結果、」の下に「確認結果、」を加える。

第5 「所管」の次に「に属」を加える。

第6を次のように改める。

第6 各省各庁の長は、保全の基準第二及び第三に規定する支障がない状態（第5において付加したものを含む。）を確認するものとする。

支障がない状態の確認の項目、方法、結果の判定基準は別表（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを確認することとし、その周期は別表（に）欄に掲げる周期を目安とする。

ただし、委託業務等により確認を行う場合は、その結果の記録を確認するものとする。また前回の確認以降に同等の方法で実施した他の法令で定められている点検の記録がある場合は、当該記録をもって確認に換えることができる。

第7を次のように改める。

第7 大きな外力が作用した場合における確認

建築物等の構造又は機能に大きな影響を与えるおそれがある地震、台風その他外力が建築物等の全部又は一部に作用したときは、当該外力が作用した部分及びその影響が想定される部分について、第6のとおり、支障がない状態を確認し、必要に応じ、補強その他の措置をとる。

大きな外力が作用した場合における確認は、別表（ほ）欄に掲げる優先順位により行う。なお、各省各庁において個別に設定された優先順位の定めがある場合は、各省各庁の定めによるものとする。

ただし、業務継続計画（BCP）に基づく施設機能チェック又は応急危険度判定等被災建築物の使用に当たっての診断を実施した建築物等は、その実施の際に、別表（い）欄に掲げる項目の確認と同様の確認を行った場合は、当該項目を省略することができるものとする。

第8の次に次の第9を加える。

第9 確認のための留意事項

1. 次に示す部位等で確認が困難なものにあっては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、当該部分の専門的知識を有する者に対応を依頼する。

① 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部

- ② 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
 - ③ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの
 - ④ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
 - ⑤ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
 - ⑥ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの
 - ⑦ 目視では確認が困難である足場の必要な外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、広告塔等
 - ⑧ 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
 - ⑨ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの
2. 大きな外力が作用した場合に確認する際、当該建築物等の状況が一見して危険と感じられる次の項目のいずれかに該当した場合は、確認作業を中止し、建築物等から退去すること。
- ① 建物が傾いている
 - ② 壁及び柱に大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥離も著しく、鉄筋がかなり露出している又は壁の向こう側が透けて見える
 - ③ 隣接建築物や鉄塔等が当該建築物等の方向に傾いている
 - ④ 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している
 - ⑤ 煙が出ている又は火災が発生している
 - ⑥ ガスのにおいがする
3. 大きな外力が作用した場合に確認する際、次の行為をしてはならない。
- ① 水たまりに触れること
 - ② 分電盤等、電気の盤に触れること
 - ③ 火気や電気機器等を使用すること

第9の次に別表を加える。

附則

- 1 「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領の運用について（平成21年7月28日国営保第13号。）」の一部を次のように改定する。

記2中「施設保全責任者」の次に「及び「保全担当者」を加え、「保全に関して」を削り、「中長期計画」を「中長期保全計画」に改め、「年度計画」を「年度保全計画」に改め、「点検結果、」の次に「確認結果、」を加える。

記4中「別に定める建築物等の点検のための実施の要領」を「実施要領」に改め、「定期的に点検」を「定期的に確認」に改め、「この場合において、点検の期

間は、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項並びに官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する点検の期間に準ずるものとする。」を削る。

記 5 中「点検等」を「確認」に改め、「協力して点検」を「協力して確認」に改め、「被害の状況に応じた適正な点検を行い、」を削る。

2 「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」の送付について（平成 17 年 6 月 1 日国営保第 13 号。）の一部を次のように改定する。

「平成 17 年 6 月 1 日」を「平成 22 年 3 月 31 日」に改める。

第 1 2.2 ①中「当年度の点検、」の次に「確認、」を加える。

3 「保全台帳及び保全計画の様式の手配について（平成 20 年 11 月 17 日国営保第 26 号。）」の一部を次のように改定する。

「平成 17 年 6 月 1 日」を「平成 22 年 3 月 31 日」に改める。

記（1）中「点検記録」を「点検及び確認記録」に改め、保全台帳様式 2 を別添資料のとおり改める。

4 「建築物点検マニュアルの作成について」（平成 17 年 6 月 1 日国営保第 12 号）は廃止するが、現在点検中のものにあつては、なお従前の例による。

5 本通達は、平成 22 年 3 月 31 日より適用する。

平成17年6月1日 国営管第59号 国営保第11号
最終改正 平成22年3月31日 国営管第482号 国営保第30号

国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領

第1 趣旨

この要領は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号。以下「保全の基準」という。）の計画的かつ効率的な実施のために、必要な事項を定めたものである。

第2 適用範囲

すべての国家機関の建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）について適用する。

ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物を除く。

第3 保全の体制及び計画

1. 保全の体制

① 各省各庁の長は、その所属の職員のうちから「施設保全責任者」を定めるものとする。

各省各庁の長は、必要に応じ、施設保全責任者の指名を、部局等の長に行わせることができる。

② 施設保全責任者には、原則として、内部部局の課長、附属機関及び地方支分部局の部長若しくは事務所等の長又は人事院規則第10-4で定める安全管理者をあてるものとする。

③ 施設保全責任者は、必要に応じ、所属の職員のうちから「保全担当者」を定めるものとする。

2. 保全計画の作成及び保全業務の実施

① 各省各庁の長は、その所管に属する建築物等の中長期保全計画及び年度保全計画(以下「保全計画」という。)を作成する。

② 各省各庁の長は、必要に応じ、保全計画の作成を部局等の長に行わせることができる。

③ 施設保全責任者は、保全計画に従い、建築物等の保全に関する業務を適正に実施する。

④ 保全担当者は、施設保全責任者を補佐するものとする。

⑤ 保全計画の様式は、別に定めるものを参考とする。

3. 保全業務内容の記録

① 施設保全責任者は、保全台帳を備え、建築物等の概要、点検結果、確認結果、修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する。

② 保全台帳の様式は、別に定めるものを参考とする。

第4 建築物等の使用の条件の遵守等

各省各庁の長は、保全の基準第一により、建築物等の使用の条件及び方法に基づき、以下に留意して建築物等の適正な保全に努めなければならない。

- ① 許容積載荷重、耐震壁の位置等の構造計画に関する主要条件
- ② 防火区画、防煙区画、特定室等、避難計画等の防災計画に関する主要条件
- ③ 非常時に確保すべき発電装置用燃料備蓄量、水量等の建築設備に関する主要条件
- ④ その他必要な事項

第5 特殊施設等における支障がない状態の付加

各省各庁の長は、所管に属する建築物等のうち、特殊な機能を有し、又は特殊な建築物の部位、建築設備等を有するものにあつては、保全の基準の規定に加えて、当該各部等毎に「支障がない状態」を定めることができる。

第6 支障がない状態の確認

各省各庁の長は、保全の基準第二及び第三に規定する支障がない状態（第5において付加したものを含む。）を確認するものとする。

支障がない状態の確認の項目、方法、結果の判定基準は別表（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを確認することとし、その周期は別表（に）欄に掲げる周期を目安とする。

ただし、委託業務等により確認を行う場合は、その結果の記録を確認するものとする。また前回の確認以降に同等の方法で実施した他の法令で定められている点検の記録がある場合は、当該記録をもって確認に換えることができる。

第7 大きな外力が作用した場合における確認

建築物等の構造又は機能に大きな影響を与えるおそれがある地震、台風その他外力が建築物等の全部又は一部に作用したときは、当該外力が作用した部分及びその影響が想定される部分について、第6のとおり、支障がない状態を確認し、必要に応じ補強その他の措置をとる。

大きな外力が作用した場合における確認は、別表（ほ）欄に掲げる優先順位により行う。なお、各省各庁において個別に設定された優先順位の定めがある場合は、各省各庁の定めによるものとする。

ただし、業務継続計画（BCP）に基づく施設機能チェック又は応急危険度判定等被災建築物の使用に当たっての診断を実施した建築物等は、その実施の際に、別表（い）欄に掲げる項目の確認と同様の確認を行った場合は、当該項目を省略することができるものとする。

第8 適正な措置

各省各庁の長は、保全の基準第四に基づき、建築物等の機能の維持及び耐久性の

確保を図る観点から、以下の必要な措置を適切な時期にとる。

- ① 損耗部材及び損耗部品の取替え、塗装、注油等の保守
- ② 建築設備の機能を円滑に発揮させるための性能及び規格に適した燃料及び補給材の使用及び適正な操作・監視
- ③ 建築物等の各部において、凍結等による破損の防止措置
- ④ 建築設備を長期間運転休止とする場合は、その性能を保持するための防錆、防湿等の措置
- ⑤ その他建築物等の状況に応じた必要な措置

第9 確認のための留意事項

1. 次に示す部位等で確認が困難なものにあっては、確認を省略できるものとするが、当該部位等の状況から判断して支障がある状態にあると認められる場合は、支障がある状態を記録し、当該部分の専門的知識を有する者に対応を依頼する。
 - ① 被覆材で覆われている柱、はり等の主要構造部
 - ② 点検口のない天井裏又は容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
 - ③ 通電されていて確認することが危険である場所にあるもの
 - ④ 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
 - ⑤ 運転を停止しなければ確認できない機器で、停止させることが極めて困難な状況にあるもの
 - ⑥ 運転を停止することが極めて困難な状況にある機器が付近に存在し、確認することが危険である場所にあるもの
 - ⑦ 目視では確認が困難であり、足場が必要である外壁面、給排気塔、煙突、鉄塔、広告塔等
 - ⑧ 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
 - ⑨ その他物理的理由又は安全上の理由などから確認を行うことが困難な場所にあるもの
2. 大きな外力が作用した場合に確認する際、当該建築物等の状況が一見して危険と感じられる次の項目のいずれかに該当した場合は、確認作業を中止し、建築物等から退去する。
 - ① 建物が傾いている
 - ② 壁及び柱に大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥離も著しく、鉄筋がかなり露出し、又は壁の向こう側が透けて見える
 - ③ 隣接建築物や鉄塔等が当該建築物等の方向に傾いている
 - ④ 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している
 - ⑤ 煙が出ている又は火災が発生している
 - ⑥ ガスのにおいがする
3. 大きな外力が作用した場合に確認する際、次の行為をしてはならない。
 - ① 水たまりに触れること
 - ② 分電盤等、電気の盤に触れること
 - ③ 火気や電気機器等を使用すること

別表

(い)確認項目		(ろ)確認方法	(は)判定基準	(に)確認周期	※5 (ほ)災害後の 確認優先順位	
敷地及び建物の各部	確認を要する状況					
他法令等に定めがある点検項目		他法令等に定める者による点検結果の確認	他法令等に定める判定基準を満足していないこと。	他法令等による	—	
建築物の敷地及び地盤面		地盤の不陸、傾斜等 目視により確認	一目で分かるき裂、不陸、傾斜、陥没があること。	1年	[I 次]	
		敷地内の排水 目視により確認	排水に不良があること。	1年	[I 次]	
		植栽 目視により確認	植栽に一目で分かる枯れ、傾き、病害虫の発生があること。	1年	Ⅲ次	
構造耐力上主要な部分 (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三三十八号)第一条第三号に規定するものをいう。)	基礎	基礎の外観及び沈下 目視及び建具の開閉具合等により確認	沈下、き裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 建具開閉に支障があること。	1年	I 次	
	木造	土台の外観及び沈下 目視及び建具の開閉具合等により確認	土台の内部に及ぶ腐朽、損傷若しくは虫害があること。 緊結金物にさびその他の腐食があること。 建具開閉に支障があること。	1年	I 次	
	組積造(補強コンクリートブロック造を除く)	壁の外観 柱の外観 小屋組の外観 斜材の外観 床版の外観 屋根版の外観 はり、けたの外観	必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認	[木造] 柱、はりに傾斜を生じさせる木部の腐朽があること。 緊結金物にさびその他の腐食があること。 [組積造] れんが、石その他の組積材料間の目地及び他の材料との取合部におけるき裂又は移動を伴う緩みがあること。 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形があること。 構造耐力を損なうおそれがあるき裂、損傷、変形又は腐食があること。	1年	I 次
		補強コンクリートブロック造	[補強コンクリートブロック造] 鉄筋のさびが流れ出ているき裂、損傷又は変形があること。 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形があること。 構造耐力を損なうおそれがあるき裂、損傷、変形又は腐食があること。	1年	I 次	
	鉄骨造	[鉄骨造] 柱の脚部のコンクリートに鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他の耐久性を損なうおそれがあるき裂があること。 柱又ははりにおける目視により認められる変形があること。 柱、はり、筋かい及びアンカーボルトにおける損傷又はさびその他の腐食(軽微なものを除く)があること。 鉄骨の部材の接合部における緩みがあること。 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形があること。 構造耐力を損なうおそれがあるき裂、損傷、変形又は腐食があること。	1年	I 次		
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	[鉄筋コンクリート造等] 鉄筋のさびが流れ出ているき裂その他耐久性を損なうおそれのあるき裂があること。 柱又ははりにおける目視により認められる変形があること。 建築物の傾斜又は明らかな不同沈下による変形があること。 構造耐力を損なうおそれがあるき裂、損傷、変形又は腐食があること。	1年	I 次			
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、ハバット、建具 その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けるもの(以下「建築非構造部材」という) ※1 積雪、凍結 ※2 災害対策 ※3 危険物	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、ハバット、建具	屋上面(陸屋根)の外観及び固定 目視及び歩行により確認	人の通行の支障となるひび割れ又は反りがあること。	1年	I 次	
		ハラベットの立上り面の外観及び固定 目視及びテストハンマー等による打診により確認	モルタル等の仕上材に一目で分かる白華、ひび割れ、浮きがあること。 パネルに破損があること。	1年	I 次	
		笠木モルタルの外観及び固定 目視及びテストハンマー等による打診により確認	モルタルに一目で分かるひび割れ、欠損、浮きがあること。	1年	I 次	
		金属笠木等の外観及び固定 目視及びテストハンマー等による打診又は触診等により確認	笠木に一目で分かるさびその他の腐食があること。 笠木の接合部に緩みがあり部分的に変形があること。	1年	I 次	
		手すり、丸環等の外観及び固定 目視及び触診により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。	1年	I 次	
		排水溝回りの外観及び固定 目視及びテストハンマー等による打診により確認	排水溝のモルタルに一目で分かるひび割れ、浮きがあること ドレーンにさび、破損があること。	1年	I 次	
		勾配屋根の外観及び固定 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視又はテストハンマー等による打診により確認	屋根ふき材に割れ、さびその他の腐食があること。 緊結金物に一目で分かる腐食があること。	1年	I 次	
		塔屋の外観 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	[補強コンクリートブロック造] き裂、剥落、欠損及び鉄筋のさび汁があること。 [鉄骨造] 柱脚部のコンクリートに一目で分かるき裂があること。 柱、はりに変形、柱、はり、筋かい及びアンカーボルトに一目で分かる損傷、さびの腐食があること。 耐火被覆材にはく離があること。	1年	[I 次]	
			[鉄筋コンクリート造等] 鉄筋のさび汁があること。 柱、はりに一目で分かるき裂があること。 柱、はりに変形があること。	1年	[I 次]	
		外装仕上げ材等の外観及び固定 手の届く範囲を打診、その他を目視で調査し、異常があれば全面打診等により調査。 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	[タイル、石張り(乾式工法を除く)] タイル、石に落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは白華があること。 [タイル、石張り(乾式工法)] ひび割れ、欠損があること。 [タイル、石張り以外] 仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。 [金属系パネル] パネル面又は取合い部にさびによる変形があること。 [コンクリート系パネル] さび汁を伴ったひび割れ、欠損があること。	1年	[I 次]	
		タラップ、庇、とい等の外観 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。	1年	[I 次]	
		附属仕上げ材、金物等の外観及び固定 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視又は手の届く範囲をテストハンマー等による打診により確認	仕上げ材料、附属物その他に落下のおそれがあるき裂その他の損傷、変形、浮き若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。	1年	Ⅱ次	
		窓サッシ等の外観 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	サッシ等に腐食があること。 ネジの緩みによる変形があること。 開閉の支障となる変形があること。 気密性を損ない、かつ、室内環境に悪影響を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	[I 次]	
		バルコニーの外観及び固定 目視及び触診により確認	手すりに腐食、変形、ぐらつき、さび汁、さび、き裂、剥落があること。	1年	[I 次]	
		内装壁仕上げ材等の外観及び固定 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視又は手の届く範囲をテストハンマー等による打診により確認	室内の仕上げに内装材のずれ、あはれ、き裂、浮き、剥離、漏水による劣化又は損傷があること。	1年	Ⅱ次	
		難燃材料又は準不燃材料を必要とする室の天井仕上げ材の外観及び固定 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視又はテストハンマー等による打診により確認	室内の仕上げに浮き、たわみ又は剥落があること。	1年	[I 次]	
		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の外観及び固定 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視又は触診により確認	照明器具、給排気口又は懸垂物にさび、腐食、緩み、変形があること。	1年	[I 次]	
		石綿使用材料 石綿含有を設計図書等で調査 必要に応じて懐中電灯を使用し目視により確認 専門業者による点検結果の確認	表面に毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、損傷、欠陥、床面に破片、下地と分離があること。	3年	I 次	
		囲い込み又は封じ込めによる石綿材料の飛散防止措置 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認 専門業者による点検結果の確認	石綿飛散防止剤又は囲い込み材にき裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	1年	I 次	
	災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路の外観、固定、及び作動 目視及び触診又は作動により確認	大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩みがあること。	大地震の発生時	[I 次]		
	危険物を貯蔵し、又は使用する室の外観、固定、及び作動 目視及び触診又は作動により確認	大規模な地震が発生した場合に危険物管理上支障となる損傷又は移動を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 モルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部における緩みがあること。	大地震の発生時	[I 次]		
高架水槽、冷却塔、手すり、煙突、その他建築物の屋外に取り付けるもの	機器、工作物本体及び接合部の外観及び固定 目視及びテストハンマー等による打診により確認	機器若しくは工作物本体にさび、腐食があること。 接合部にさび、腐食があること。	1年	高架水槽、冷却塔等 [I 次] (その他: Ⅱ次)		
	支持部材等の外観及び固定 目視及びテストハンマー等による打診等又は触診により確認	支持部材に緊結不良部分若しくは緊結金物に腐食があること。 基礎、梁台部分にき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	Ⅱ次		
	煙突本体及び建築物との接合部の外観 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	煙突本体に鉄筋の露出若しくは腐食又は一目で分かるさび、さび汁、ひび割れ、欠損があること。 建築物との接合部に鉄筋の露出若しくは腐食又は一目で分かるさび、さび汁、ひび割れ、欠損があること。	1年	[I 次]		
	付帯金物等の外観 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	付帯金物にさびその他の腐食があること。 緊結不良があること。	1年	Ⅱ次		
	エキスパンションジョイント金物等の外観 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	漏水、変形、さびその他の腐食、シーリングの破断があること。 接合部における緩みがあること。 部材に一目で分かるずれ、変形があること。	1年	Ⅱ次		
	避雷設備(避雷針、避雷導線等)の外観 必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	避雷針、又は避雷導線に腐食、破損若しくは破断があること。 接合部における緩みがあること。	1年	Ⅱ次		
	屋上緑化設備の外観及び作動 植物根の損傷、排水、生育、灌水設備の損傷を目視により確認	排水溝、ドレンに植栽土、枯葉等の堆積があること。 植栽に生育不良、枯損及び病害虫の発生、雑草の生育があること。 灌水、放水設備の損傷又は作動不良があること。	3ヶ月	Ⅲ次		
	床及び階段 ※4 UD	共通 床及び階段の共通部材の外観及び固定 目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積載又は運搬の支障となるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	Ⅱ次	
	屋上階段の外観及び固定 目視及び触診、歩行により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。	1年	[I 次]		
	居室の床 床材料の外観及び固定 目視及び歩行により確認	使用上の支障となる振動が発生するき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	Ⅱ次		
	モルタル、タイル、石、ビニル製床材その他の建築材料を使用する床 仕上材料、下地の外観及び固定 目視及び歩行により確認	[仕上材料] タイル等の建築材料に剥落又は浮きがあること。 [下地又は仕上げ無し] 木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に一目で分かるさびその他の腐食があること。 鋼材に著しいさび、腐食等があること。 コンクリート面に鉄筋露出又は一目で分かる白華、ひび割れ、欠損があること。	1年	Ⅱ次		
	二重床 仕上材料、下地の外観、固定及び作動 目視及び歩行により確認 配線取り出し口等の作動により確認	がたつきがあること。	1年	Ⅱ次		
	階段その他に用いる滑り止め 階段等の材料の外観及び固定 目視及び歩行により確認	滑り防止の支障となるおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ぐらつきがあること。	1年	[I 次]		
	視覚障害者誘導用ブロック等 視覚障害者誘導用ブロック部材等の外観及び固定 目視及び歩行により確認	視覚障害者の誘導その他の支障となるおそれがある建築材料のはく離、浮きがあること。 変退色があること。	1年	Ⅲ次		
	床点検口 点検口の部材の外観、固定及び作動 目視及び作動により確認	がたつきがあること。 開閉不良があること。	1年	Ⅱ次		

(イ)確認項目		(ロ)確認方法		(ハ)判定基準	(ニ)確認周期	※5 (ホ)災害後の 確認優先順位
敷地及び建物の各部	確認を要する状況					
防火区画を構成する各部分(防火戸その他の防火設備を含む)その他防火上主要な部分	防火区画を構成する床、壁、柱及びはり	防火区画の部材の外観	目視により確認	各部材及び接合部にき裂その他の損傷があること。	1年	I次
	防火区画を構成する壁の外観	鉄骨の耐火被覆の外観	点検口から目視により確認	耐火被覆の剥がれによる鉄骨の露出があること。	1年	I次
		防火区画を構成する床の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	1年	II次
		防火区画を構成する壁の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	1年	II次
		配管、ダクト等の防火区画貫通処理の外観	目視により確認	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	1年	II次
	防火扉、防火シャッター及び防火タンパー	防火設備本体と枠の外観及び固定	目視及び触診により確認	防火区画の開口部に設けられた防火設備に変形又は損傷があること。 取付けが堅固でないこと。	6ヶ月	I次
防火設備の作動		各階の主要な防火設備の閉鎖又は作動により確認	あらかじめ設定された防火性能を損なうおそれがある作動不良があること。 感知器との連動に作動不良があること。	6ヶ月	I次	
屋根、外壁その他の雨水の浸入を防止し、又は排除するための建築物の部分	屋根材料の外観及び固定	目視及び触診により確認	建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、モルタル、タイル、石、瓦、金属製カーテンウォールその他の建築材料にはく離又はこれらの接合部における緩みがあること。	1年	I次	
		目視及びテストハンマー等による打診により確認	建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、モルタル、タイル、石、瓦、金属製カーテンウォールその他の建築材料にはく離又はこれらの接合部における緩みがあること。	1年	I次	
	排水溝の外観	目視により確認	建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	I次	
	建具回りの外観	目視により確認	建築物又はその内部への雨水の浸入により、当該建築物及び物品の損壊若しくは汚損を生じさせるおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	I次	
静穏を必要とする室	静穏に必要な部材の外観	目視、聴診及び建具の開閉具合等により確認	壁、窓、出入口その他当該室と当該室以外の部分を区画する部分に防音上の支障となるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	III次	
建具 ※4 UD	共通	建具の外観及び作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	開閉不良又は施錠若しくは解錠の不良があること。 気密性を損ない、かつ、室内環境に悪影響を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	[I次]
	自動扉その他自動的に開閉するもの	自動扉の作動	目視及び建具の開閉具合等により確認	センサー、制動装置その他の安全装置に作動不良があること。	3ヶ月	I次
階段、バルコニーその他の建築物の部分に設ける防護柵、手すりその他	階段各部の外観及び固定	目視及び触診により確認	歩行上の支障となるひび割れ、さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。	1年	I次	
	特別避難階段の付室の窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことができる窓に開閉不良があること。	1年	I次	
	非常用エレベーター乗降ロビーの外気に向かって開くことのできる窓の外観、固定及び作動	目視及び触診及び建具の開閉具合等により確認	外気に向かって開くことのできる窓に開閉不良があること。	1年	I次	
	避難上有効なバルコニーの手すり等の劣化、損傷	目視及びテストハンマー等による打診により確認	さびその他の腐食があること。 接合部における緩みがあること。	1年	I次	
	避難器具の外観及び作動	目視及び作動により確認	避難ハッチに開閉不良があること。 避難器具が使用できないこと。	6ヶ月	I次	
	防護柵の外観	目視により確認	安全かつ円滑な利用の支障となるおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部における緩みがあること。	1年	III次	
屋内及び屋外の案内表示	案内表示の外観	目視により確認	容易に確認でき、かつ、利用者を目的に円滑に誘導することの支障となるき裂、その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色があること。 脱落があること。	1年	III次	
		目視により確認	容易に確認でき、かつ、利用者を目的に円滑に誘導することの支障となるき裂、その他の損傷、変形、腐食若しくは汚損、変退色があること。 脱落があること。	1年	III次	
建築設備	共通	全ての機器類の作動	目視、聴診(異音)、触診(発熱)、振動及び臭気(異臭)により確認 専門業者による点検結果の確認	建築物の用途、規模その他の特性に応じて、あらかじめ設定された機能に著しい低下があること。 作動不良があること。 汚損、損傷、変色、変形、異音、異臭、脱落があること。		
	設備機器	基礎、架台の外観	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	基礎、架台部分にき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。		
		分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定	目視により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	[I次]
		端子盤の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	I次
		照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	I次
		監視カメラの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		自動火災報知装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	6ヶ月	II次
		音声誘導装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		インターホンの外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		トイレ等呼出装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		太陽光発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		風力発電装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		構内情報通信網装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	[I次]
		構内交換機(PBX)の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		拡声装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		映像、音響装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		情報表示装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		テレビ共同受信装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	I次
		テレビ電波障害防除装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		駐車場管制装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		入退室管理装置の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		航空障害灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		予備電源の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	キュービクルの本体及び接合部に腐食又は緩みがあること。 蓄電池に損傷、腐食、液漏れがあること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷があること。 基礎架台への取付けが堅固でないこと。	1年	I次
		自家発電装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	[発電機及び原動機] 端子部の締め付けに緩みがあること。 計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること。 原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れがあること。 基礎架台への取付けが堅固でないこと。 燃料が無い又は少ないこと。 [セル用蓄電池] 電気ケーブルとの接続部に緩みがあること。 蓄電池に漏液があること。 [燃料配管、冷却水配管] 接続部に漏液があること。 [計器類及びランプ類] 発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチに指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。 [接地線] 接続部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	I次
		外灯の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		電光掲示板の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次
		構内配電線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	き裂、損傷、変色、腐食、変形、周辺の沈下、電線の劣化、断線があること。	1年	I次
		構内通信線路の外観及び固定	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認	き裂、損傷、変色、腐食、変形、周辺の沈下、電線の劣化、断線があること。	1年	I次
		熱源機器(冷凍機、冷却塔、ボイラー等)の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年ただし、冷暖房に使用する場合は6ヶ月	II次
		製缶類(オイルタンク、ヘッダー、熱交換器、膨張タンク等)の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	製缶類に腐食又は漏れがあること。 上部に駐車していること。	1年	II次
		空調機等(空調機、ファンコイル、空気清浄装置等)の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	6ヶ月ただし、夏又は冬のみ使用の場合は1年	II次
		送風機類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	6ヶ月	II次
		ポンプ類の外観及び固定	目視、振動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	6ヶ月	I次
消火機器(消火器含む)の外観及び固定	目視又は触診により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。 ヘッドに一目で分かる傾き、変形、腐食があること。	6ヶ月	II次		
中央監視装置の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次		
自動制御機器の外観及び固定	目視により確認 専門業者による点検結果の確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目でわかる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	II次		

(イ)確認項目		(ロ)確認方法	(ハ)判定基準	(ニ)確認周期	※5 (ホ)災害後の 確認優先順位
敷地及び建物の各部	確認を要する状況				
配線、配管及び風道その他のダクト	ダクト(給排気口含む)の外観及び固定	目視又は触診により確認	安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダクト及び接続部に一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又は緩みがあること。 給排気口に通気不良があること。	1年	Ⅱ次
	防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動		安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 ダンパーに作動不良があること。 感知器との運動に作動不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
	支持金物の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。	1年	Ⅱ次
	配管の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 配管に腐食又は漏水があること。	1年	Ⅱ次
	配線の外観及び固定		安全性又は耐久性を損なうき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 接合部に一目で分かる腐食、損傷又は緩みがあること。 配線に汚損、損傷、変色、腐食、断線、変形があること。	1年	Ⅱ次
昇降機 ※4 UD	昇降機の外観及び作動	目視及び作動により確認 専門業者による点検結果の確認	安全装置に作動不良があること。 ガイドレール、巻き上げ機等に損傷、変形又は腐食があること。	1年	Ⅰ次
排煙設備	排煙機等の外観、固定及び作動	目視、触診及び作動により確認 専門業者による点検結果の確認	基礎架台への取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 運転時に異常音若しくは異常な振動がある。 燃料が無い又は少ないこと。 予備電源による作動に不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
	ダクト(排煙口等含む)の外観、固定及び作動		接続部若しくは吊りボルトの取付けが堅固でないこと。 ダクト及び接続部に一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 排煙ダクトの断熱材に欠落又は損傷があること。 排煙口と排煙機の運動に作動不良があること。 排煙口に通気不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
	非常用電源		作動不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
	操作機器等の外観、固定及び作動		取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 排煙口の手動開放装置に作動不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
	中央管理方式による制御の作動	作動により確認 専門業者による点検結果の確認	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	6ヶ月	Ⅱ次
換気設備	送風機類の外観、固定及び作動	目視、触診、聴診(異音)及び作動により確認 専門業者による点検結果の確認	取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 運転時に異常音、異常な振動又は異常な発熱があること。	1年	Ⅱ次
	ダクト(給排気口含む)の外観、固定及び作動	目視及び触診により確認 専門業者による点検結果の確認	取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダクト及び接続部に一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 給排気口に通気不良があること。	1年	Ⅱ次
	防火、防煙ダンパー類の外観、固定及び作動		取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 ダンパーの作動不良があること。 感知器との運動に作動不良があること。	6ヶ月	Ⅱ次
非常用の照明設備	非常用照明の作動	目視及び作動により確認	照明に点灯不良又は予備電源に作動不良があること。	6ヶ月	Ⅰ次
給水設備及び排水設備	給排水配管の外観及び固定	目視及び触診により確認	配管に腐食又は漏水があること。 取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。	1年	Ⅰ次
	温熱源機器(ボイラー、湯沸し器等)の外観、固定及び作動	目視、聴診(異音)、触診(発熱)、振動及び臭気(異臭)により確認 専門業者による点検結果の確認	取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 運転中に異常音、異常な振動又は発熱があること。	1年	Ⅱ次
	ポンプ類の外観、固定及び作動	目視、聴診(異音)、触診(発熱)、振動及び臭気(異臭)により確認 専門業者による点検結果の確認	取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 運転中に異常音、異常な振動又は発熱があること。	6ヶ月	Ⅱ次
	タンク類の外観及び固定	目視及び触診により確認	本体、架台に損傷、変形、腐食、漏水又は基礎にき裂があること。	1年	Ⅰ次
	排水槽の外観	目視により確認	排水槽に漏れがあること。	6ヶ月	Ⅰ次
	浄化槽の外観、固定及び作動	目視及び触診により確認 専門業者による点検結果の確認【排水水の測定】	マンホールの割れ、変形、ぐらつきがあること。 浄化槽に漏れがあること。	4ヶ月	Ⅱ次
	排水再利用システム等の外観、固定及び作動	目視及び触診により確認 専門業者による点検結果の確認	取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。	1年	Ⅱ次
	衛生器具の外観及び固定	目視及び触診により確認	取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。	1年	Ⅰ次
	間接排水の外観	目視により確認	一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。	1年	Ⅱ次
	井戸の外観、固定及び作動	目視、触診、聴診(異音)及び作動により確認 専門業者による点検結果の確認	取付けが堅固でないこと。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 運転中に異常音、異常な振動又は異常な発熱があること。	1年	Ⅱ次
煙突、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物 ※1 積雪、凍害 ※3 災害対策	細構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀の外観	目視及び下り振り等により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 一目で分かるひび割れ、破損が生じていること。	1年	Ⅰ次
	擁壁躯体の外観及び擁壁の水抜きパイプの詰まり	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認 手の届く範囲は必要に応じて棒の挿入により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 一目で分かるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 目地部より土砂が流出していること。 水抜きパイプに詰まりがあること。	1年	Ⅰ次
	門扉の外観及び作動	目視及び触診又は作動により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 き裂その他の損傷若しくは腐食、接合部における緩みがあること。 一目で分かるさび又は損傷があること又は作動不良があること。	1年	Ⅱ次
	鉄塔の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎にき裂、欠損、さび汁があること。 鉄塔に一目で分かるき裂、変形、塗装の劣化、さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。	1年	Ⅱ次
	広告塔の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認	転倒のおそれがある傾斜があること。 基礎にき裂、欠損、さび汁があること。 広告塔に一目で分かるき裂、変形、塗装の劣化、さびその他の腐食、接合部における緩みがあること。	1年	Ⅲ次
駐車場及び敷地内の通路 ※4 UD	駐車場、車路の外観	目視により確認	人の通行及び物品の積載及び運搬に支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料にはく離があること。 出入口ミラー、区分の白線の視認性に支障があること。 車止めにぐらつきがあること。	1年	Ⅰ次
	歩道、玄関ポーチ等の外観	目視及び歩行により確認	人の通行及び物品の積載及び運搬に支障を及ぼすき裂その他の損傷、変形若しくは腐食があること。 コンクリート、タイル、石、アスファルトその他の材料にはく離があること。	1年	Ⅰ次
災害応急対策を行うために必要な建築物等	水防板、水防壁、逆流防止弁その他の水防設備の外観	目視により確認	建築物等の浸水を防衛する機能上に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食があること。	1年	Ⅰ次
免震構造又は制震構造の建築物等	免震装置又は制震装置の外観	目視により確認	免震又は制震の効果損なうおそれがある部材及び機構のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はこれらの接合部における緩みがあること。	1年	Ⅰ次
特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等の外観	必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により確認	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。 膜張力又はケーブル張力が低下していること。	1年	Ⅰ次

※1 「積雪、凍結その他による被害が生ずるおそれがある地域における建築物等」に該当する場合は「積雪、凍結その他により、落下その他の屋外の安全上支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形又は腐食」についても確認する。
※2 「災害応急対策を行うために必要な建築物等 災害応急対策を行う拠点となる室、これらの機能を維持するために必要な室又はこれらの室を結ぶ廊下その他の通路」に該当する場合は「大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部の緩み」についても確認する。
※3 「危険物を貯蔵し、又は使用する建築物等」に該当する場合は「大規模な地震が発生した場合に災害応急対策の支障となる損傷又は移動等を生じさせるおそれがある建築非構造部材のき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はモルタル、タイル、建築用ボードその他の建築材料のはく離若しくはこれらの接合部の緩み」についても確認する。
※4 「不特定かつ多数の者が利用する建築物等」に該当する場合は「高齢者、身体障害者等の円滑な利用に支障を及ぼすおそれがあるき裂その他の損傷、変形若しくは腐食又はコンクリート、モルタル、タイル、石、ビニル製材材その他の材料のはく離」についても確認する。
※5 (ホ) 災害後の確認優先順位は、Ⅰ次を優先確認とし、Ⅱ次、Ⅲ次の順に行うものとする。また、Ⅰ次は、BCPでの対応が想定される項目